

都道府県トラック協会
会 長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己



公正取引委員会「荷主との取引に関する実態調査」の実施について
(お知らせ)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を定め、物流における取引の公正化に取り組んでおり、例年同様、全国の約40,000者を対象に標記「荷主との取引に関する実態調査」をオンラインにより実施する旨通知がありましたのでお知らせいたします。なお、調査案内は本年1月31日より公正取引委員会から調査対象事業者に対して発送されております。

公正取引委員会では、令和5年11月29日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、持続的な構造的賃上げを実現に向け、特に中小企業における原資を確保できる取引環境の整備を推進しており、本調査は、荷主による買いたたきに関する質問項目等含めた実態を把握する上で大変重要な調査となっております。

つきましては、本調査の周知にご協力いただくとともに、調査対象となった会員事業者から問い合わせ等があった場合には、下記の公正取引委員会物流調査事務局をご案内いただきますようお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・公正取引委員会から調査対象事業者への協力依頼文書
※調査票等は、別途、各県の代表メールアドレス宛てにお送りいたします。

【公正取引委員会ホームページ】

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa/butsuryu.html>

※上記ホームページから調査票等を確認いただけます。



※本調査に関する問い合わせ先：

公正取引委員会 物流調査事務局 (コールセンター)

TEL：03-6739-3917

(受付時間：土日祝日を除く9:30~12:00、13:00~17:30)

コールセンター設置期間：令和7年2月3日(月)~令和7年2月28日(金)まで

本件問合せ先：全日本トラック協会 企画部 電話：03-3354-1037

令和7年1月28日

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己 殿

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室長 大泉 智彦

荷主との取引に関する実態調査について（協力依頼）

謹啓 貴協会におかれましては、日頃から公正取引委員会の活動に御協力いただきありがとうございます。

当委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（物流特殊指定）を定めています。

今年度も、当委員会は、物流特殊指定の遵守状況を把握するため実態調査を行うこととしており、物流事業者の皆様に御協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、当委員会が物流事業者の皆様を対象に調査を実施することについて、貴協会の会員に対し、可能な範囲で周知していただきますようお願いいたします。また、会員から貴協会に対し、本調査の実施に関するお問い合わせがありました際には、当委員会の実施している調査である旨お伝えいただき、下記問い合わせ先を御紹介いただければ幸いです。

御多忙中のところ誠に恐縮ですが、御協力いただきますようお願いいたします。

謹白

問い合わせ先

公正取引委員会 物流調査事務局（コールセンター）

電話 03-6739-3917

受付時間：土日祝日を除く 9：30～12：00

13：00～17：30

設置期間：令和7年2月3日（月）～同月28日（金）

代 表 者 殿

公正取引委員会事務総局
官房審議官（取引適正化担当）
（公印省略）

荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」（以下「物流特殊指定」といいます。）を定めています（物流特殊指定の概要については同封の「荷主との取引に関する調査票」の最終ページの（参考）を御参照ください。）。

このたび、当委員会は、貴社を含む物流事業者の皆様にも、荷主との取引に関する調査への御協力をお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のこととは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容については、公正取引委員会の独占禁止法又は下請法の執行部門に情報提供することがあります。また、回答用紙に記入された個別・具体的な内容については回答者が特定できる形で外部に公表することはありません。国家公務員は、職務上知り得た事業者の秘密に関して、法律（国家公務員法第100条）により守秘義務が課せられています。

公正取引委員会は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

記

1 回答方法

本調査はオンラインで実施します。

裏面記載のログインID及びパスワードを用いて、回答専用ウェブサイトから回答してください。

2 回答期限 令和7年2月21日（金）

3 注意事項

公正取引委員会の担当者が照会する場合がありますので、2年間、回答内容を保存してください。

問い合わせ先 **公正取引委員会 物流調査事務局（コールセンター）**

03-6739-3917（通話料金が掛かります。）

受付時間：土日祝日を除く 9：30～12：00
13：00～17：30

設置期間：令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）

物流調査の御案内

同封の調査票（3ページ）に記載した回答要領を御覧の上、荷主との取引に関する調査に御協力をお願いします。
回答専用ウェブサイトへアクセスして、以下のログインID及びパスワードを用いて回答してください。

【回答専用ウェブサイトへのアクセス方法】

パソコンの場合

Step 1

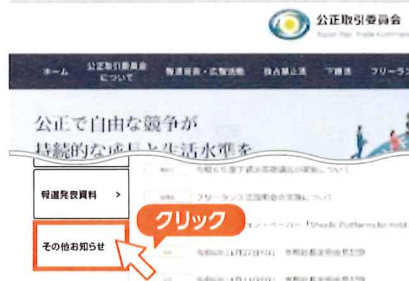
公正取引委員会のウェブサイトへアクセス

公正取引委員会

で検索!

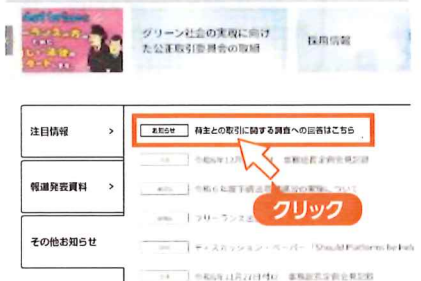
Step 2

トップページの「その他お知らせ」をクリック



Step 3

「荷主との取引に関する調査への回答はこちら」をクリック



スマートフォンの場合

右の二次元コードを読み込み、回答専用ウェブサイトへアクセス➡

※オンライン回答は公正取引委員会が業務委託した事業者のシステムを利用しているため、外部サイトに移動します。



※こちらはサンプルです※

▶ ログインID (8桁)

1 2 3 4 5 A B C

半角数字

半角英大文字

▶ パスワード (8桁)

Z Y X W V U T S

半角英大文字